

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 適合証明手数料規程

1. 新築住宅

1) 一戸建て フラット 35 (消費税込み)

融資種別		設計検査	中間現場検査	竣工時現場検査
フラット 35		10,400 円	15,600 円	15,600 円
フラット 35S A プラン B プラン	下記以外の場合	12,500 円	17,800 円	17,800 円
	耐震性（機構承認住宅以外）に関する基準を選択した場合	17,800 円	23,000 円	23,000 円
	省エネルギー性に関する基準を選択した場合 証明書等（※1）により省エネルギー性に関する基準が確認できる場合は（ ）書き料金とする	23,400 円 (12,500 円)	17,800 円	23,400 円
フラット 35S Z E H	B E L S 評価書（※2）を提出する場合	12,500 円	17,800 円	23,400 円
	設計住宅性能評価書（※3）を提出する場合			
	設計内容説明書、計算書等を提出する場合	43,400 円	17,800 円	23,400 円
フラット 35S の申請であり、建築確認をセンター以外の機関に申請した場合、又は建築確認が不要な場合は、土砂災害特別警戒区域の確認のため、設計検査の手数料に 3,300 円（消費税込み）を加算する。				

注1：センターが交付した設計住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書を提出する場合は、設計検査を省略することができる。

注2：フラット35S ZEHにおいて、「設計住宅性能評価書を提出する場合」又は「設計内容説明書、計算書等を提出する場合」は、ZEH Orientedの基準を確認する場合に限る。

※1 証明書等：次に掲げる書類で、Aプラン又はBプラン各々の省エネルギー性に関する基準を満たすことが確認できるものをいう。

一 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（写）

二 低炭素建築物新築等計画認定通知書（写）

三 設計住宅性能評価書（写）

四 B E L S 評価書（写）及び一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票

五 長期優良住宅認定通知書（写）及び長期使用構造等確認書（写）

※2 B E L S 評価書：B E L S 評価機関から交付されたZEH、Nearly ZEH、ZEH Orientedの評価書（一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票を含む。）をいう。

※3 設計住宅性能評価書：断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす設計住宅性能評価書をいう。

2) 一戸建て 財形住宅・積立者向け融資 (消費税込み)

融資種別	設計検査	中間現場検査	竣工時現場検査
財形住宅融資（建設・購入） 積立者向け融資（建設・購入）	10,400 円	15,600 円	15,600 円

3) 一戸建て 竣工済み特例 (消費税込み)

融資種別		検査手数料
フラット 35		41,800 円
フラット 35S A プラン B プラン	下記以外の場合	48,100 円
	省エネルギー性に関する基準を選択した場合 証明書等(※1)により省エネルギー性の基準 が確認できる場合は () 書き料金とする。	64,600 円 (53,700 円)
フラット 35S Z E H	B E L S 評価書(※2)を提出する場合	53,700 円
	設計住宅性能評価書(※3)を提出する場合	
	設計内容説明書、計算書等を提出する場合	84,600 円
フラット 35S の申請であり、建築確認をセンター以外の機関に申請した場合、又は建築確認 が不要な場合は、土砂災害特別警戒区域の確認のため、検査手数料に 3,300 円 (消費税込み) を加算する。		

注：フラット35S ZEHにおいて、「設計住宅性能評価書を提出する場合」又は「設計内容説明書、計算書等を提出する場合」は、ZEH Orientedの基準を確認する場合に限る。

4) 共同住宅 フラット 35 (一般申請) (消費税込み)

融資の区分		設計検査	竣工時現場検査
フラット 35		10,400 円/1 戸 最大 312,000 円	15,600 円/1 戸 最大 468,000 円
フラット 35S A プラン B プラン	下記以外の場合	15,600 円/1 戸 最大 468,000 円	20,900 円/1 戸 最大 627,000 円
	省エネルギー性に関する基準 を選択した場合 証明書等(※1)により省エ ネルギー性に関する基準 が確認できる場合は () 書き料金とする	17,200 円/1 戸 最大 516,000 円 (15,600 円/1 戸) (最大 468,000 円)	22,500 円/1 戸 最大 675,000 円
フラット 35S Z E H	B E L S 評価書(※4)を提 出する場合	15,600 円/1 戸 最大 468,000 円	22,500 円/1 戸 最大 675,000 円
	設計住宅性能評価書(※3) を提出する場合	17,200 円/1 戸 最大 516,000 円	
	センター交付の設計住宅性 能評価書(※3)を提出する 場合	15,600 円/1 戸 最大 468,000 円	22,500 円/1 戸 最大 675,000 円
	設計内容説明書、計算書等 を提出する場合	別途見積もり。	別途見積もり。
フラット 35S の申請であり、建築確認をセンター以外の機関に申請した場合、又は建築確認 が不要な場合は、土砂災害特別警戒区域の確認のため、設計検査の手数料に 3,300 円 (消費 税込み) を加算する。			

注：フラット35S ZEHにおいて、「設計住宅性能評価書を提出する場合」又は「設計内容説明書、計算書等を提出する場合」は、ZEH-M Orientedの基準を確認する場合に限る。

※4 B E L S 評価書：B E L S 評価機関から交付されたZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Orientedの評価書 (一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票を含む。) をいう。

5) 共同住宅 フラット 35 登録マンション (一括申請) (消費税込み)

融資の区分		設計検査	竣工時現場検査
フラット 35		83,800 円/ 1 棟	156,000 円/ 1 棟
フラット 35S A プラン B プラン	下記以外の場合	104,000 円/ 1 棟	209,000 円/ 1 棟
	省エネルギー性に関する基準を選択した場合 証明書等(※1)により省エネルギー性に関する基準が確認できる場合は () 書き料金とする	104,000 円 +1,500 円×戸数 (104,000 円/ 1 棟)	209,000 円 +1,500 円×戸数 (209,000 円/ 1 棟)
フラット 35S Z E H	B E L S 評価書(※4)を提出する場合	104,000 円/ 1 棟	209,000 円/ 1 棟
	設計住宅性能評価書(※3)を提出する場合	104,000 円 +1,500 円×戸数	
	センター交付の設計住宅性能評価書(※3)を提出する場合	104,000 円	209,000 円/ 1 棟
	設計内容説明書、計算書等を提出する場合	別途見積もり。	別途見積もり。
フラット 35S の申請であり、建築確認をセンター以外の機関に申請した場合、又は建築確認が不要な場合は、土砂災害特別警戒区域の確認のため、設計検査の手数料に 3,300 円 (消費税込み) を加算する。			

注：フラット 35S ZEHにおいて、「設計住宅性能評価書を提出する場合」又は「設計内容説明書、計算書等を提出する場合」は、ZEH-M Orientedの基準を確認する場合に限る。

6) 共同住宅 財形住宅・積立者向け融資 (消費税込み)

融資種別	設計検査	竣工時現場検査
財形住宅融資 (建設・購入) 積立者向け融資 (建設・購入)	10,400 円/ 1 戸	15,600 円/ 1 戸

7) 共同住宅 (長屋を含む) 賃貸住宅 (消費税込み)

融資種別	設計検査	竣工時現場検査
賃貸融資 (省エネ住宅) 証明書等(※1)により省エネルギー性に関する基準が確認できる場合は () 書き料金とする	6,700 円/1 戸 最大 53,600 円 (5,100 円 / 1 戸) (最大 40,800 円)	9,800 円/1 戸 最大 78,400 円
賃貸融資 (サービス付き高齢者向け住宅)	5,100 円 / 1 戸 最大 40,800 円	8,300 円 / 1 戸 最大 66,400 円
まちづくり融資 (賃貸)		

2. 中古住宅

1) 一戸建て（消費税込み）

融資の区分		現場検査手数料
フラット 35		41,800 円
フラット 35S A プラン B プラン	下記以外の場合	48,100 円
	省エネルギー性に関する基準を選択した場合 証明書等(※5)により省エネルギー性の基準が確認できる場合は () 書き料金とする。	64,600 円 (53,700 円)
フラット 35S Z E H	新築時のフラット 35S ZEH に適合している適合証明書を提出する場合	64,600 円 (52,100 円)
	B E L S 評価書等(※6)及び新築時の建設住宅性能評価書 A(※7)を提出する場合	センター交付の建設住宅性能評価書の場合は () 書き料金とする
	新築時の建設住宅性能評価書 B(※8)を提出する場合	
	上記以外の場合	84,600 円

注：フラット 35S ZEH において、「新築時の建設住宅性能評価書 B を提出する場合」又は「上記以外の場合」は、ZEH Oriented の基準を確認する場合に限る。

※5 証明書等：次に掲げる書類で、A プラン又は B プラン各々の省エネルギー性に関する基準を満たすことが確認できるものをいう。

(ア)A プランの場合

- 一 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（写）
- 二 低炭素建築物新築等計画認定通知書（写）

(イ)B プランの場合

- 一 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（写）
- 二 低炭素建築物新築等計画認定通知書（写）
- 三 新築時のフラット 35 の適合証明書（写）
- 四 新築時の建設住宅性能評価書（写）
- 五 こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書（写）
- 六 グリーン住宅ポイント対象住宅証明書（写）
- 七 次世代住宅ポイント対象住宅証明書（写）

※6 B E L S 評価書等：B E L S 評価機関から交付された ZEH、Nearly ZEH、ZEH Oriented の評価書（一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票を含む。）及び一次エネルギー消費量に係る計算書をいう。

※7 新築時の建設住宅性能評価書 A：断熱等性能等級 5 以上である建設住宅性能評価書をいう。

※8 新築時の建設住宅性能評価書 B：断熱等性能等級 5 及び一次エネルギー消費量等級 6 の基準を満たす建設住宅性能評価書をいう。

2) 一戸建て 財形住宅・積立者向け融資・リフォーム（消費税込み）

融資種別	現場検査手数料
財形住宅融資（中古住宅、リ・ユース住宅）	41,800 円
リフォーム	41,800 円
グリーンリフォームローン（断熱改修工事）	50,600 円
グリーンリフォームローン（省エネ設備工事のみ） 省エネ設備工事以外の工事も含まれる場合は () 書き料金とする。	33,000 円 (50,600 円)
グリーンリフォームローン S	50,600 円

3) 共同住宅 (消費税込み)

融資の区分		現場検査手数料	他住戸証明の活用がある場合
フラット 35		52,800 円	10,400 円
フラット 35S A プラン B プラン	下記以外の場合	59,100 円	10,400 円
	省エネルギー性に関する基準を選択した場合	75,700 円	
フラット 35S Z E H	新築時のフラット 35S ZEH に適合している適合証明書を提出する場合	75,700 円 (63,100 円)	10,400 円
	B E L S 評価書等(※9)及び新築時の建設住宅性能評価書 A(※7)を提出する場合	センター交付の建設住宅性能評価書の場合は () 書き料金とする	10,400 円
	新築時の建設住宅性能評価書 B(※8)を提出する場合		10,400 円
	上記以外の場合		95,600 円

他住戸証明の活用がある場合の手数料は、すでに交付された適合証明書が他住戸で活用できる場合に適用する。また、同日に複数の住戸で申請があった場合は、2 戸目からは、他住戸証明の活用がある場合の手数料とする。

注：フラット 35S ZEH において、「新築時の建設住宅性能評価書 B を提出する場合」又は「上記以外の場合」は、ZEH-M Oriented の基準を確認する場合に限る。

※9 B E L S 評価書等：B E L S 評価機関から交付された ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Oriented の評価書（一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票を含む。）及び一次エネルギー消費量に係る計算書をいう。

4) 共同住宅 登録マンションの場合 (消費税込み)

融資の区分		現場検査手数料	他住戸証明の活用がある場合
フラット 35		20,900 円	10,400 円
フラット 35S A プラン B プラン	下記以外の場合	29,600 円	10,400 円
	省エネルギー性に関する基準を選択した場合	37,900 円	
フラット 35S Z E H	新築時のフラット 35S ZEH に適合している適合証明書を提出する場合	37,900 円 (31,600 円)	10,400 円
	B E L S 評価書等(※9)及び新築時の建設住宅性能評価書 A(※7)を提出する場合	センター交付の建設住宅性能評価書の場合は () 書き料金とする	10,400 円
	新築時の建設住宅性能評価書 B(※8)を提出する場合		10,400 円
	上記以外の場合		47,800 円

他住戸証明の活用がある場合の手数料は、すでに交付された適合証明書が他住戸で活用できる場合に適用する。また、同日に複数の住戸で申請があった場合は、2 戸目からは、他住戸証明の活用がある場合の手数料とする。

注：フラット 35S ZEH において、「新築時の建設住宅性能評価書 B を提出する場合」又は「上記以外の場合」は、ZEH-M Oriented の基準を確認する場合に限る。

5) 一戸建て 中古+リフォーム一体型 (消費税込み)

融資の区分		現場検査手数料
フラット 35		63,800 円
フラット 35S A プラン B プラン	下記以外の場合	70,100 円
	省エネルギー性に関する基準を選択した場合	86,600 円
フラット 35S Z E H	新築時のフラット 35S ZEH に適合している適合証明書を提出する場合	86,600 円 (75,700 円)
	B E L S 評価書等(※6)及び新築時の建設住宅性能評価書 A(※7)を提出する場合	センター交付の建設住宅性能評価書の場合は () 書き料金とする
	新築時の建設住宅性能評価書 B(※8)を提出する場合	
	上記以外の場合	

注：フラット 3 5 S ZEHにおいて、「新築時の建設住宅性能評価書Bを提出する場合」又は「上記以外の場合」は、ZEH Orientedの基準を確認する場合に限る。

6) 共同住宅 中古+リフォーム一体型 (消費税込み)

融資の区分		現場検査手数料	他住戸証明の活用がある場合
フラット 35		72,800 円	31,400 円
フラット 35S A プラン B プラン	下記以外の場合	81,100 円	41,800 円
	省エネルギー性に関する基準を選択した場合	97,700 円	
フラット 35S Z E H	新築時のフラット 35S ZEH に適合している適合証明書を提出する場合	97,700 円 (85,100 円)	41,800 円
	B E L S 評価書等(※9)及び新築時の建設住宅性能評価書 A(※7)を提出する場合	センター交付の建設住宅性能評価書の場合は () 書き料金とする	41,800 円
	新築時の建設住宅性能評価書 B(※8)を提出する場合		41,800 円
	上記以外の場合	117,600 円	41,800 円

他住戸証明の活用がある場合の手数料は、すでに交付された適合証明書が他住戸で活用できる場合に適用する。また、同日に複数の住戸で申請があった場合は、2戸目からは、他住戸証明の活用がある場合の手数料とする。

注：フラット 3 5 S ZEHにおいて、「新築時の建設住宅性能評価書Bを提出する場合」又は「上記以外の場合」は、ZEH-M Orientedの基準を確認する場合に限る。

7) 共同住宅 中古+リフォーム一体型 登録マンションの場合（消費税込み）

融資の区分		現場検査手数料	他住戸証明の活用がある場合
フラット 35		41,800 円	31,400 円
フラット 35S A プラン B プラン	下記以外の場合	48,100 円	41,800 円
	省エネルギー性に関する基準を選択した場合	64,600 円	
フラット 35S Z E H	新築時のフラット 35S ZEH に適合している適合証明書を提出する場合	64,600 円 (52,100 円)	41,800 円
	B E L S 評価書(※9)及び新築時の建設住宅性能評価書 A(※7)を提出する場合	センター交付の建設住宅性能評価書の場合は () 書き料金とする	41,800 円
	新築時の建設住宅性能評価書 B(※8)を提出する場合		41,800 円
	上記以外の場合	84,600 円	41,800 円

他住戸証明の活用がある場合の手数料は、すでに交付された適合証明書が他住戸で活用できる場合に適用する。また、同日に複数の住戸で申請があった場合は、2 戸目からは、他住戸証明の活用がある場合の手数料とする。

注：フラット35S ZEHにおいて、「新築時の建設住宅性能評価書Bを提出する場合」又は「上記以外の場合」は、ZEH-M Orientedの基準を確認する場合に限る。

8) フラット35リノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）

上記5)、6)、7)のフラット35Sと同額の手数料とする。

3. 設計変更にかかる手数料（消費税込み）

住宅の種類	手数料
一戸建て住宅	5,100 円
共同住宅 (一般・一括)	5,100 円 / 戸
共同住宅（賃貸）	2,100 円 / 戸

※省エネルギー性に関する基準に変更がある場合は上記金額に 5,500 円を加算する

4. 再検査にかかる手数料（消費税込み）

住宅の種類	中間現場検査	竣工時現場検査
一戸建て住宅 (新築・中古)	10,400 円	10,400 円
共同住宅 (新築・中古)	—	10,400 円/ 戸
共同住宅（賃貸住宅）	—	5,100 円 / 戸

5. 手数料徴収方法及び徴収時期

適合証明設計審査及び適合証明現場審査の申込者は申込時に現金により納入するものとする。

附則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。